

浄水水質試験結果

令和5年12月					上水道																
令和5年12月4日					旧南宇和上水道企業団					旧御荘上水道			(旧) 僧都簡易水道	(旧) 山出簡易水道	(旧) 一本松簡易水道		(旧) 内海簡易水道	(旧) 共同水道	(旧) 飲料水供給施設		
令和5年12月4日～12月8日					城辺浄水場	城辺中町浄水場	御荘浄水場	御荘浄水場	菊川浄水場	僧都浄水施設	山出浄水施設	城辺浄水場	太田浄水施設	柏浄水場	西柳上浄水施設	稲津浄水施設	脇本浄水施設	大浜浄水施設			
検査機関					城辺	中町	御荘平城	中浦	御荘菊川	僧都	山出	一本松	太田	柏	西柳	稲津	脇本	大浜			
					城辺甲(個人宅)	城辺学習館	平城公民館	中浦公民館	菊川公民館	大僧都集会所	山出消防詰所	正木(個人宅)	太田(個人宅)	内海グラウンド	西柳下(個人宅)	稲津(個人宅)	脇本(個人宅)	大浜(個人宅)			
基準項目番号	水質基準項目	基準値(mg/L)	省略可否	判定検査頻度	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合	適合			
1	一般細菌	100個/mL以下	不可	年12回	0	0	0	2	1	0	1	0	3	0	1	2	0	0			
2	大腸菌	不検出	不可	年12回	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	可	3年に1回																	
4	水銀及びその化合物	0.0005	可	3年に1回																	
5	セレン及びその化合物	0.01	可	3年に1回																	
6	鉛及びその化合物	0.01	可	年4回																	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	可	3年に1回																	
8	六価クロム化合物	0.02	可	3年に1回																	
9	亜硝酸態窒素	0.04	可	年4回																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	不可	年4回																	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	可	年4回																	
12	フッ素及びその化合物	0.8	可	年4回																	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	可	3年に1回																	
14	四塩化炭素	0.002	可	3年に1回																	
15	1,4-ジオキサン	0.05	可	3年に1回																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	可	3年に1回																	
17	ジクロロメタン	0.02	可	3年に1回																	
18	テトラクロロエチレン	0.01	可	3年に1回																	
19	トリクロロエチレン	0.01	可	3年に1回																	
20	ベンゼン	0.01	可	3年に1回																	
21	塩素酸	0.6	不可	年4回																	
22	クロロ酢酸	0.02	不可	年4回																	
23	クロロホルム	0.06	不可	年4回																	
24	ジクロロ酢酸	0.03	不可	年4回																	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	不可	年4回																	
26	臭素酸	0.01	不可	年4回																	
27	総トリハロメタン	0.1	不可	年4回																	
28	トリクロロ酢酸	0.03	不可	年4回																	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	不可	年4回																	
30	ブロモホルム	0.09	不可	年4回																	
31	ホルムアルデヒド	0.08	不可	年4回																	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	可	3年に1回																	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	可	年4回																	
34	鉄及びその化合物	0.3	可	年4回																	
35	銅及びその化合物	1.0	可	3年に1回																	
36	ナトリウム及びその化合物	200	可	3年に1回																	
37	マンガン及びその化合物	0.05	可	3年に1回																	
38	塩化物イオン	200	不可	年12回	7.4	18.4	7.1	7.2	16.6	5.2	4.3	7.7	5.1	13.0	9.0	14.1	11.3	22.3			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	可	3年に1回																	
40	蒸発残留物	500	可	3年に1回																	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	可	3年に1回																	
42	ジェオスミン	0.00001	可	3年に1回								0.0000099									
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	可	3年に1回								0.000001未満									
44	非イオン界面活性剤	0.02	可	3年に1回																	
45	フェノール類	0.005	可	3年に1回																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	不可	年12回	0.42	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.41	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.55	0.54	0.57			
47	pH値	5.8~8.6	不可	年12回	6.95	6.61	6.82	6.78	6.69	7.37	7.18	6.99	7.39	7.23	7.15	7.66	7.65	7.52			
48	味	異常でないこと	不可	年12回	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
49	臭気	異常でないこと	不可	年12回	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
50	色度	5度以下	不可	年12回	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.8	0.5未満			
51	濁度	2度以下	不可	年12回	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満			

- 凡例—
- : 省略不可項目(1か月に1回以上)
 - : 省略不可項目(3か月に1回以上)
 - : 省略可能項目(3か月に1回~3年に1回以上又は検査を省略できる。)
 - : 藻類発生時期に月1回以上(ただし水源において、原因藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)